

のん・すもーかー 通信

2013・4・26
発行

発行者

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル 黒木法律事務所内

非喫煙者を守る会

代表理事 黒木 俊 郎

TEL 011-251-5863 ・ FAX 011-251-3802

e-mail : GZT02452@nifty.com

web : <http://homepage1.nifty.com/nonsmoker/>

INDEX

- 禁煙週間のポスターができました ……P.2
- 2013年WHO世界記念デーのスローガン ……P.2
- 北海道禁煙週間行事のお知らせ …… P.3
- タバコ問題記事ダイジェスト ……P.4～5
- 会員からのメッセージ ……P.6
- 寄付者名簿 ……P.6

禁煙週間のポスターができました。

平成24年禁煙ポスター懸賞募集で、一般の部の最優秀に輝いた、野呂拓生さんの作品がポスターになりました。「外見だけでなく内面からキレイになりましょう。」とのメッセージが伝わってきます。北海道の女性喫煙率は18.6%で全国ワーストです。（日本たばこ産業2011年度推計）

1枚同封しますので、禁煙週間のPRにお役立て下さるようお願いいたします。

平成25年禁煙ポスター懸賞募集要項も同封しました。締切りが迫っておりますので、お早めにご応募下さい。



2013年度禁煙週間ポスター

2013年WHO世界禁煙デーのスローガン

**“Ban tobacco advertising,
promotion and sponsorship”**

「タバコの宣伝、販売促進活動、スポンサー活動を禁止しよう」

WHOが2013年世界禁煙デーのスローガンを発表しました。

日本禁煙学会理事の松崎道幸医師のホームページに掲載されている解説文を紹介します。<http://www.nosmoke55.jp/action/1305wntd.html>

「世界保健機関タバコ規制枠組み条約（WHO FCTC）に基づいて、包括的な宣伝禁止法を実施する国が増えるにつれて、タバコ産業はタバコの宣伝、販売促進、スポンサー活動を包括的に禁止する政策を弱めて、FCTCを骨抜きにする策動を強めています。」（中略）

「2013年のキャンペーンの重点は

- ① タバコ使用を継続したり新たに始める人を減らすためにタバコの宣伝、販売促進、スポンサー活動の包括的禁止をうたうWHO FCTCの実行を各国によびかける。
- ② 地方、国、国際レベルのタバコ規制対策推進に対するタバコ産業の妨害活動を封じ込める。特に、包括的禁止法成立を遅らせたり中止させようとするタバコ産業の活動をやめさせる。」

北海道禁煙週間行事のお知らせ

2013年の禁煙週間（5月31日～6月6日）の行事が決定しました。

1 禁煙週間実行委員会等主催の行事

北海道禁煙週間実行委員会と財団法人北海道健康づくり財団が主催する恒例行事は以下の通りです。（同封の「平成25年禁煙週間実施要綱」をご参照下さい。）

◆ 禁煙パレード

恒例の禁煙パレードを今年も実施しますので、守る会の皆さんは奮ってご参加ください。5月25日（土）大通公園3丁目広場に午後1時15分までに集合してください。禁煙風船、禁煙うちわ、タスキ、幟、プラカード、横断幕などを用意してありますので、皆さんで手分けしてお持ちいただいて、禁煙スローガンを全員でシュプレヒコールしながらパレードします。ルートは例年通り、駅前通りを南下してすすきの交差点を經由し中島公園までです。午後1時30分頃出発し3時頃に解散の予定です。



◆ 禁煙パネル展

札幌地下街オーロラコーナー改修工事の為、今年の禁煙パネル展は中止となりました。

◆ No-Tobacco展

6月3日（月）～6月5日（水）に道庁ロビーで開催し、禁煙ポスター懸賞入選作品の展示や各種禁煙資料の配布を行います。

2 その他の行事

◆ 第10回北海道禁煙フォーラム 市民公開講座「あなたの肺は大丈夫？」

5月25日の禁煙パレード終了後、北海道医師会などが主催する北海道禁煙フォーラムが今年も開催されます。ご興味のある方は是非ご参加下さい。

5月25日（土）15：30～ 札幌全日空ホテル3階 祥雲の間
詳しくは、同封のパンフレットをご覧ください。

タバコ問題記事ダイジェスト

受動喫煙被害を防ぐ為に、公共施設や飲食店、宿泊施設の禁煙・分煙を義務づける条例の制定が進みつつあります。これを後押しするように、職場や居住環境における喫煙問題に対して、裁判所や自治体も厳しい判断を下しており、これらの事例は、我々の活動をより一層勇気づけるものです。

○受動喫煙防ぐ条例 5府県が制定や検討 2012.6.2 朝日新聞

人の多く集まる場を禁煙・分煙と義務づけ、他人の煙を吸い込む受動喫煙の被害を防ぐ条例について、朝日新聞社が47都道府県にアンケートしたところ、神奈川、兵庫が制定し、京都、静岡、島根の3府県が検討していることが分かった。（中略）神奈川は全国初の受動喫煙防止条例を2010年4月に施行。学校や病院などの公共施設は禁煙、大規模な飲食店や宿泊施設は禁煙か分煙を義務づけている。兵庫でも今年3月に成立。病院、学校などは喫煙室の設置も認めない。来年4月以降に施行する。禁止区域で喫煙すると、両県とも2万円以下の過料。神奈川では義務を果たさない管理者に5万円以下、兵庫は最大30万円以下の過料・罰金が科される。

（中略）「検討中」と答えた静岡は、川勝平太知事が条例も見据えた対策を公約に掲げる。京都は、山田啓二知事が昨年12月、条例を制定する意欲を示し、今年3月には公共性の高い施設の建物内を禁煙にする憲章を作った。島根は「他県の動向を見ながら検討している。」という。

○「社長に分煙求めたら解雇」ダメです 東京地裁、未払い賃金支給命じる

2012.10.17 朝日新聞

愛煙家の社長にベランダでたばこを吸うように頼んだら解雇された一。そんな男性（35）が、会社を相手に解雇不当を訴えた裁判を東京地裁に起こし、勝訴した。判決は、会社に受動喫煙から労働者を守る安全配慮義務があることを認め、未払いの賃金を支払うよう命じた。（中略）

男性は2009年11月に東京都内の保険代理店に入社。社長が事務所で喫煙するため、男性はせきや頭痛などの症状を起こした。ベランダでの喫煙を求めると、退職するよう求められた。要求を拒むと休職を命じられ、10年1月末に本採用を拒否された。

判決は、本採用の拒否が解雇権の乱用にあたりと指摘し、10年2月から男性が別の会社に就職した11年4月までの賃金と在職中の未払い手当の計475万円を支払うよう命じた。ただし、慰謝料は認めなかった。

○ 勤務中に校外喫煙 給与返納 大阪7教職員職場離れた分

2012.10.23 朝日新聞

敷地内が全面禁煙となっている大阪府立高校で、教職員が勤務時間中に校外で喫煙したとして、府教委が、外にいた時間分の給与を府に返納させることがわかった。府教委によると今年7月「教員が校外喫煙している。」「証拠映像もある。」と通報があり、調べると、ある府立高の教員5人と職員2人が勤務中に校外の路上などでたばこを吸っていたと認めたとする。

府教委は7人を職務専念義務違反で訓告とし、聞き取りから勤務中に職場離脱した時間を算出、その分の給料と勤勉手当、地域手当を返納させる。返納額が50万円を超える人もいるという。

橋下徹前知事時代の2008年4月、府立高の敷地は禁煙となったため、吸いたくなった人は敷地外へ出て吸っていたとみられる。府教委によると、2年前にも校外喫煙で教職員計10人が学校長注意を受け、給料などを返納したという。

○ ベランダ喫煙で慰謝料 名古屋地裁 階下男性に支払い命令

2012.12.28 東京新聞

マンションの下の階に住む男性（61）がベランダで吸うたばこの煙で体調を崩したとして、名古屋市瑞穂区の女性（74）が男性に150万円を求めた訴訟で、名古屋地裁は、近隣住民に配慮しない喫煙の違法性を認め、精神的な損害への慰謝料として5万円の支払いを命じた。（中略）

原告側は「たばこの受動喫煙を訴えた訴訟で和解例はあるが、原告勝訴の判決は初めてでは」としている。

判決によると、女性は5階、男性は4階に居住。家族がいるときは外でたばこを吸う習慣だった。女性にはぜんそくの持病があり、下から流れてくるたばこの煙をストレスに感じ、帯状疱疹を発症した。扇風機や空気清浄機を付けても煙が気になり、手紙や電話で喫煙をやめるよう男性に求めたが応じなかった。（中略）

判決は、川に面した景色の良さから女性がたばこの煙を防ぐため「日常的に窓を閉め切るような環境ではない。」とし、他の居住者に著しい不利益を与えながら、防止策をとらないことは不法行為に当たると認めた。

原告側の北條政郎弁護士は「他人に配慮し、お互いの生活を尊重し合うことの必要性を認めてくれた画期的な判決。」と話した。

第10回北海道禁煙フォーラム
市民公開講座

「あなたの肺は大丈夫？」



日時：平成25年5月25日（土）15：30～17：30

場所：札幌全日空ホテル 3階 祥雲の間

札幌市中央区北3条西1丁目2番地9

TEL：011-221-4411

参加：無料

1 「目からウロコのPM_{2.5}」

講師 松崎 道幸 先生

深川市立病院 内科部長

2 「生活習慣病はメタボリックだけではない。

— 肺の生活習慣病COPDとは？ —

講師 田中 裕士 先生

NPO法人札幌せき、ぜんそく、
アレルギーセンター 理事長



主催：北海道医師会、日本禁煙推進医師歯科医師連盟北海道支部、日本禁煙学会北海道支部
後援：北海道看護協会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会（予定）、ノバルティスファーマ

問い合わせ：札幌社会保険総合病院 電話011-893-3000 担当 篠原澄子

2013年の世界禁煙デーのテーマ「タバコの宣伝、販売促進活動、スポンサー活動を禁止しよう」
[ban tobacco advertising, promotion and sponsorship]